

平成30・31・32年度 建設工事等入札参加資格審査申請(追加申請)要領

- 1 受付期間 : 平成30年9月 平成31年1月 令和元年5月・9月 令和2年1月・5月・9月
各月とも1日から15日まで(閉庁日を除く。)
(午前9時00分から午前11時30分、午後1時30分から午後4時30分)
- 2 審査基準日 : 申請書類の審査基準日は、受付月の1日とする。
- 3 有効期間 : 当該資格の有効期間は、受付月の翌月1日から令和3年3月31日までとする。
- 4 提出方法 : 持参に限る(郵送等は不可。)
- 5 用紙寸法等 : A4版ファイル綴り(青色)へ下記の順番で提出書類を全て綴じ込みすること。
- 6 宛 名 : 山武郡市広域水道企業団 企業長 松下浩明
- 7 提出場所 : 〒283-0062 東金市家徳361番地8
山武郡市広域水道企業団 担当: 総務課 契約管財班 0475-55-7851
- 8 公 表 : 資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者については、山武郡市広域水道企業団
建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載し、公表する。
※ 企業団のホームページ <http://www.water-sansui-ki.jp/>

番号	書類名	提出分類	摘 要
1	入札参加資格審査申請書	第1号様式 (建設工事中用)	
2	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	写し可	<p>◆法人の場合:各地方方法務局発行の「履歴事項全部証明書」</p> <p>◆個人の場合:本籍地のある市区町村長の発行する「身分証明書」及び各地方方法務局(本局)発行の「登記されていないことの証明書」(成年被後見人・被保佐人・被補助人とする記録がないことの証明)</p> <p>ただし、支配人登録をしている個人は、各地方方法務局発行の「履歴事項全部証明書」</p> <p>※発行日は、審査基準日から3か月以内であること</p>
3	印鑑証明書	原 本	<p>◆法人の場合:代表者印………[法務局発行]</p> <p>◆個人の場合:事業主印………[市区町村長発行]</p> <p>※発行日は、審査基準日から3か月以内であること</p>

番号	書類名	提出分類	摘要
4	納税証明書(国税)	写し可	<p>◆法人の場合:法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)…………… [税務署発行]</p> <p>◆個人の場合:所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2)…………… [税務署発行]</p> <p>※発行日は、審査基準日から3か月以内であること</p>
5	納税証明書(千葉県税) (納税証明書その2) ※千葉県内に本店又は営業所等を有する者のみ	写し可	<p>◆千葉県内に事業所を有する者:千葉県税の完納証明書(納税証明書その2)…… [県税事務所発行]</p> <p>※発行日は、審査基準日から3か月以内であること</p>
6	建設業許可証明書	写し可	<p>・入札参加資格審査申請する建設工事に係る建設業許可証明書を提出すること。</p> <p>※許可通知は不可。必ず証明書の交付を受けること。 ※発行日は、審査基準日から3か月以内であること</p>
7	建設業許可申請書別紙二	写し	<p>・最新の建設業許可申請書別紙二(建築業許可の申請時に提出する営業所一覧)を提出すること。</p> <p>・別紙二で最新の内容が確認できない場合は、最新の内容がわかる「建設業許可に係る変更届出書(受付印のあるもの)」をあわせて提出すること。</p>
8	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(委任する場合必要)	写し	<p>・代表者が契約等の権限を代理人に委任する場合に必要。</p> <p>・使用人の一覧表で代理人の最新の内容が確認できない場合は、最新の内容がわかる「建設業許可に係る変更届出書(受付印のあるもの)」をあわせて提出すること。</p>
9	経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書	写し	<p>・審査基準日の直前に受けた写しを提出すること。</p> <p>※審査基準日現在において結果通知書記載の審査基準日(決算日)から1年7か月を経過していないもの</p>
10	工事経歴書	第3号様式	<p>・工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算直前2か年の営業年度のものを提出すること。</p> <p>(経営事項審査申請時に添付又は提示したものの写し(様式第二号(第二条、第十九条の八関係)の書類)でも可とする。)</p>
11	使用印鑑届	第7号様式	<p>・使用印鑑届は、登録していない印鑑(法人にあつては、登記していない印鑑)を企業団との契約等において専ら使用することを希望する者のみ提出するものとする。</p>
12	誓約書	第8号様式	
13	役員等名簿	第9号様式	<p>・記載例に従い作成すること。なお、役員等は、個人等である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。</p>

番号	書類名	提出分類	摘要
14	委任状(2部) (委任する場合必要)	第10号様式	<ul style="list-style-type: none"> 委任状は、代理人に期間を定めて権限を委託する場合のみ提出するものとする。 また、委任状は一部をファイルに綴じ込みをし、一部は控えとすように持参すること。
15	社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)の加入確認資料	写し	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類「9 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書(写し)」において、「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」(以下、「社会保険等」という。)のいずれかが「無」となっている場合、「無」となっている社会保険等について、審査基準日時点で加入されていることが確認できる資料等を必ず提出すること。 ◆「健康保険」「厚生年金保険」の場合……①・②のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①直近の標準報酬決定通知書 ②直近月の保険料の納入に係る領収証書または納入証明書 ◆「雇用保険」の場合……①・②のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書または納入証明書 ②直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書または納入証明書 上記結果通知書において、社会保険等について「有」又は「除外」となっている場合は、当該保険に加入しているものとみなすため、確認資料等の提出は不要。 <p>【注意】 審査基準日時点において、社会保険等に加入していることが確認できない場合、入札参加資格者名簿に記載できないので注意すること。</p>
16	障害者雇用状況報告書の報告者控等(報告等している者のみ)	写し	<ul style="list-style-type: none"> ◆法定雇用率を達成している者の場合……申請日の直近に職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の報告者控で、受付印のあるもの。 ◆障害者雇用納付金制度による報奨金を受給している者の場合……申請日の直近に提出した報奨金支給申請書の申請者控で、受付印のあるもの。
17	建設業労働災害防止協会加入証明書 (加入している者のみ)	写し可	<ul style="list-style-type: none"> 建設業労働災害防止協会において発行された加入証明書(参考)建設業労働災害防止協会(千葉県支部)043-225-8524
18	災害時等における水道施設の応急復旧活動等の協定書又は団体が発行する証明書(締結している者のみ)	写し	<ul style="list-style-type: none"> 企業団と基準日までに次のいずれかの協定を締結している者 <ol style="list-style-type: none"> (1)災害時における応急作業等の協力に関する協定 (2)災害時における水道復旧活動に関する協定 (3)震災時における協力に関する協定 協定締結者が団体である場合は、当該団体に加入している者についても対象
19	工事等検査結果通知書	写し	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日の前2年以内に工事完了検査が終了している契約金額100万円以上の企業団からの工事等検査結果通知書(企業団発注工事のみ)

ファイルの表紙（記載例）

建設工事＝青色

商号又は名称

平成30・31・32年度入札参加資格審査申請

商号又は名称

（注）A4版ファイル綴り